

広報

Public Relations of Takahama city

たかはま

2009

1.15

No.1091

January



表紙

ぺったんぺったん
みんなで餅つき

主な内容

- 確定申告、個人市民税・県民税の申告は3月16日まで
- 高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直し（中間報告）
- まちづくりパートナーによる「協働事業」募集

個人市民税・県民税の申告は 3月16日(月)までに

皆さんに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など皆さんの生活に密着した、より良い高浜市の建設に欠かすことができないものですので、必ず申告をしてください。

市民税・県民税申告に関する問合せ先 市役所税務グループ
☎52-1111 (内線246・247・253)

◆申告をする必要のある方
平成21年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成20年中(1月1日から12月31日まで)に所得のあった方は、申告をする必要があります。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。
給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。
また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならずお持ちください。

◆出張受付を行います
申告書の出張受付は、日程表のとおりに行います。
申告期間中は、たいへん混雑しますので、申告書の書き方などをよく読んで、分かるところは記入してお越しください。
また、出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となります。市役所税務グループでは受け付けできませんのでご了承ください。
※平成21年度市民税・県民税申告受付日程表をご参照ください

◆税理士による税無料相談
東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行います。
とき 2月16日(月)～20日(金) 午後9時30分～午後4時
ところ 市役所4階会議室

◆次の方は刈谷税務署で申告してください
所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。
直接、刈谷税務署で申告してください。
①営業など・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方
②住宅借入金等特別控除を受けられる方(平成20年中に入居され今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方)
③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方
④平成20年中に贈与を受けられた方

平成20年分所得税確定申告 平成21年度市民税・県民税申告受付日程表

月日	区分	会場
2月 2日(月)	屋敷町	あいち中央農協吉浜支店2階会議室
2月 3日(火)	小池町・八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月 4日(水)	呉竹町・新田町・芳川町	
2月 5日(木)	向山町・論地町	高取公民館1階会議室
2月 6日(金)	清水町・神明町一丁目～五丁目・八丁目・豊田町・本郷町	東海会館2階集会室
2月 9日(月)	田戸町	
2月10日(火)	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	中央公民館(市民センター) 団体研修室
2月12日(木)	湯山町(四丁目7番地2以外)	
2月13日(金)	碧海町・二池町	南部公民館2階大会議室
2月16日(月)	春日町	市役所4階会議室
2月17日(火)	沢渡町	
2月18日(水)	稗田町	
2月19日(木)	青木町	
2月20日(金)	市内全域	
3月16日(月)	※土・日曜日を除く	

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時 農協・各公民館などの会場
午前8時45分～正午、午後1時～4時 市役所会場

申告会場混雑予想 申告会場(高浜市役所)

日付	曜日	予想	日付	曜日	予想
2月16日	月	×	3月 4日	水	○
17日	火	○	5日	木	×
18日	水	×	6日	金	○
19日	木	×	7日	土	
20日	金	×	8日	日	
21日	土		9日	月	×
22日	日		10日	火	×
23日	月	○	11日	水	○
24日	火	○	12日	木	○
25日	水	×	13日	金	○
26日	木	○	14日	土	
27日	金	○	15日	日	
28日	土		16日	月	○
3月 1日	日		※申告受付開始直後と週初めは非常に混雑が予想されます。 ※午前中は混雑が予想されます。		
2日	月	×			
3日	火	○			

昨年度の申告受付から推測される混雑状況を2段階で表示しています。
予想欄 ○=普通 ×=非常に混む(待ち時間が非常に長い)

確定申告は3月16日(月)までに

平成20年分の所得税の確定申告と納税は3月16日(月)が期限です。
ご自身で所得と税額を正しく計算して、お早めに申告をしてください。なお、申告書の提出は郵送などが便利です。

確定申告に関する問合せ先 刈谷税務署 ☎21-6211

◆確定申告会場
ところ 刈谷税務署(刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎内)
とき 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後5時
※2月22日・3月1日の日曜日は開設しません。

◆税務署に行かなくても確定申告ができます
所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷(白黒印刷可)して、そのまま提出ができて大変便利です。

確定申告書等作成コーナーでは次のような申告書が作成できます

- ・サラリーマンの医療費控除
- ・サラリーマンの住宅ローン控除
- ・年金収入の申告
- ・年の中途で退職した場合の申告
- ・株式等や不動産の譲渡、配当の申告
- ・不動産所得、事業所得の申告
- ・収支内訳書(不動産・農業・事業)
- ・決算書(不動産・農業・事業)
- ・消費税の申告書(一般用・簡易課税用)

◆国税電子申告・納税システム(e-Tax)の御案内
e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出などができるシステムです。

◆広域還付申告センター
広域還付申告センターでは、申告書の受付(仮収受)のほか、パソコンによる確定申告書の作成指導を行います。
開設期間 2月3日(火)～6日(金) 午前9時15分～午後5時
※6日(金)は午前9時15分～正午まで

開設場所 アスナルホール(金山総合駅北口 アスナル金山内)

要介護認定を受けている方の障害者控除
確定申告をする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。
この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。
また、これらを持っていない方で、平成20年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができます。
そのため、介護保険グループで書類の交付を受けてください。
なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除
確定申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の申告の際に、寝たきり状態であること、および

治療におむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくとも「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。
該当する方は、介護保険グループで書類の交付を受けてください。
なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取り扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先
いきいき広場内介護保険グループ
☎52-19871



▲認知症サポーター養成講座の様子

高浜市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画の 見直しについて（中間報告）

問合せ先 いきいき広場内介護保険グループ ☎52-9871

1. 総論

本計画（中間報告）は、介護保険審議会の検討を経て、決定したものです。
これは、介護保険法などの関係法令に基づいて、今後3年間の高浜市における高齢者保健福祉の基本的方向を示したもので、今後、中間報告に対する市民からの意見公募（パブリックコメント）などを踏まえて、今年度末に最終決定されるものです。
基本理念を「みんなで作り、支える納得と安心」とし、高齢者を含めて市民全体で社会を支えていく方向を示しています。

2. 高齢者および高齢者保健福祉施策の状況

第2期・第3期の介護保険サービス、介護予防などサービス、福祉サービスの利用状況について記載しています。
高浜市の高齢化率は、平成20年10月1日現在16.6%であり、国推計値より5.5ポイント程度低くなっています。
3年後の高浜市の高齢化率は、17.05%と推計され、現在より0.45ポイントの上昇が見込まれます。
また、高浜市の高齢者像や認定者数（さらに日常生活圏域（小学校区）別の高齢者数・認定者数）についても記載をしています。

3. 3か年計画

今後3年間の取り組みについて示しています。
ア. 介護保険対象サービスなどについて
高浜市においては、介護保険法の理念でもある「在宅介護重視」の立場から、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、同法に基づく在宅サービスについては、すべてのサービスについて、引き続き国基準以上の水準の担保を目指すものとしています。

高浜市第4期介護保険料負担額仮推計表

所得段階	対象者	保険料負担額（月額）
新第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	基準額の0.5倍 2,250円
新第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.5倍 2,250円
新第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当されない方	基準額の0.75倍 3,375円
新第4段階①	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.85倍 3,825円
新第4段階②	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超の方	基準額 4,500円
新第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	基準額の1.15倍 5,175円
新第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額の1.25倍 5,625円
新第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額の1.5倍 6,750円
新第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の方	基準額の1.75倍 7,875円

※保険料は、本人や家族の前年中の所得状況に基づいた「所得段階」に応じて、個人ごとに決定します。

修についても、引き続き市独自で、介護保険法に定められている水準以上となるような方向とされています。
さらに、地域支援事業として、介護予防特定高齢者施策、介護予防一般高齢者施策、包括的支援・任意事業について記載しています。

これらにより、平成21年度から平成23年度までにおいて、高浜市の第1号被保険者に係る介護保険料基準額は、現在のところ、4,500円と計算されます。
ただし、この額は平成20年11月25日現在における情報に基づき算定した保険料であり、国の施策などの状況により、今後変動の可能性がります。
これにより、個々の被保険者の方にご負担いただく額（月額）は、所得などに応じて、次のとおりとなります。

イ. 利用者本位の制度の確立

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるようにするために、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なくサービスの提供をする必要があります。そこで、平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、その支援を行っています。今後も相談事業などの充実を図るとともに、地域やサービス事業所などとの連携の強化に努めます。
高齢者の権利を擁護するシステムとして、「虐待防止ネットワークの推進」や、成年後見制度の利用支援、介護相談員の派遣、苦情処理体制の整備を図ります。

を維持するため、従事している介護スタッフの研修などについて、内容を充実して引続き実施することとしています。
高浜市の「第三者評価」および「介護サービス情報の公表制度」により、介護サービスの質の担保と利用者の事業所選択の情報提供の推進を図ります。
エ. 認知症高齢者をはじめとした地域密着型ケアの推進
認知症の方やその家族を暖かく見守り、支援する方「認知症サポーター」を一人でも多く増やすとともに、認知症になってからも安心して暮らせるまちづくりを地域住民の方々が主体的に展開できるよう支援します。
宅老所やまちづくり協議会における、地域に密着した高齢者などへの支援活動を推進していきます。

オ. 在宅生活支援の充実

要介護等高齢者や要介護状態でない心身の機能などの低下に伴い地域での自立生活が困難となった高齢者に対し、介護保険サービス以外の福祉サービス（配食サービス・軽度生活援助など）の提供や見守りの事業を推進します。
カ. 健康づくり・介護予防の推進
市では、介護保険制度施行当初から、「介護予防」の重要性

を認識し、「認知症予防」、「閉じこもり予防」、「転倒骨折予防」、「脳血管疾患予防」の四つを柱とする「寝たきり、健忘症にならない・しない・させない・高浜方式」を展開してきました。
この4つの柱を基本として「介護予防特定高齢者施策」および「介護予防一般高齢者施策」を効果的に実施し、介護予防の推進を図ります。
具体的には、特定高齢者施策として、運動器の機能向上や口腔機能向上・栄養改善などの事業や一般高齢者施策として、介護予防拠点施設における介護予防事業などを実施します。
健康づくりの総合的な推進として、健診事業や相談・指導体制の充実を図ります。

ク. 住環境面での支援

在宅での生活を支えるには、そのための住環境が整備されていることが重要であるとの考えのもと、引き続き住宅改修を充実するとともに、賃貸住宅に入居しようにする高齢者のための高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の促進について検討を行います。
※高齢者円滑入居賃貸住宅：高齢者であることを理由に入居を拒否しない住宅。国の高齢者居住支援センターの滞納家賃の債務保証により、家主の不安感を解消し、高齢者の円滑な入居を支援するもの。

ケ. 働くことを通じての社会参加・いきがい

社会の構成員の一員として、様々な社会活動や生産活動に貢献することが、活気ある社会の実現や健康維持・介護予防に重要であると考えられます。

4. 計画の点検体制

本市における介護保険や高齢者保健福祉については、今後、本計画を基に展開していくこととなりますが、行政内部だけでなく外部からこの進捗よく管理や評価をすることにより、計画のより適切な執行を担保する必要があります。
そのような考えから、引続き介護保険審議会において、介護保険や高齢者保健福祉に関する評価、提言をいただくこととします。

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険審議会の構成員による地域包括支援センター運営協議会を設置し、その運営の評価や意見をいただくこととします。
※介護保険審議会：構成メンバーとしては、学識経験者、介護サービス事業者、介護経験者のほか、市民を位置付けており、市民委員は公募にて募集し、幅広い意見の反映を図っています。

ウ. 介護サービスの質的向上
それぞれの事業者が提供する介護サービスについて、その質



初から、「介護予防」の重要性

キ. 健康と文化のまちづくり
高齢者福祉、生涯学習、世代間交流という観点からも、「心



介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画 策定地区説明会開催

今年度「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定するにあたり、地区説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

説明会では皆さんの意見もお聞かせください。

■港小学校区

とき 1月21日(水) 午後7時～8時

ところ 高浜南部公民館

■翼小学校区

とき 1月22日(木) 午後7時～8時

ところ 翼ふれあいプラザ

■高浜小学校区

とき 1月27日(火) 午後7時～8時

ところ 高浜エコハウス

■吉浜小学校区

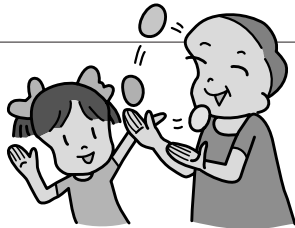
とき 1月28日(水) 午後7時～8時

ところ 吉浜公民館

■高取小学校区

とき 1月29日(木) 午後7時～8時

ところ 高取公民館



中間報告の入手方法

この中間報告は、次の方法で入手できます。

①いきいき広場など窓口で入手

いきいき広場、市役所市民窓口グループ、各宅老所、ものづくり工房、IT工房、全世代楽習館、各老人憩の家、シルバー人材センター、各公民館、各介護サービス事業所で配布します。

②郵送による入手

介護保険グループに郵送先を連絡してください。送付します。

中間報告に関する意見の受付

中間報告をお読みになって、改善点などの意見がありましたら、1月16日(金)から2月2日(月)までの間に、次の方法で提出してください。

提出の形式 意見の内容とその理由を、提出者の氏名、住所を記載した文書で行ってください。（様式は自由）

提出方法

- ①いきいき広場内地域包括支援センターの提出用ポストに提出してください。
- ②介護保険グループへ郵送かファクスで提出してください。
- ③電子メールにて提出してください。

※いただいた意見は、後日、計画への採否、理由などの概要を公表します。

提出先・問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
〒444-1334 春日町五丁目165番地
☎52-9871 FAX52-7918
電子メール kaigo@city.takahama.lg.jp

地域で見守る子育て！子育て！⑤

～『発達しょうがい』ってなんだろう??～

「発達しょうがい」という言葉を耳にすることが多くなりましたが、それは何でしょう？周りのどんなサポートが必要なのでしょう？

●『発達しょうがい』とは？

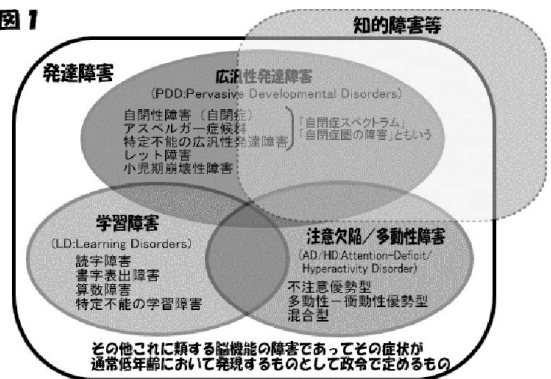
人は発達の過程で認知・言語・運動・社会的な能力など様々な能力を手に入れていきます。『発達しょうがい』のある子どもたちは、生まれつき脳の機能に個性があり、能力の偏り(とても得意なことがあるのに、なんでもないようなことがすごく苦手...)が現れます。(図1)

●『周りのサポート』は何が必要？

「発達しょうがい」の子どもたちは「周りの世界がわからない強い不安」「分かっているのにできないもどかしさ」「なぜできないだろうという困惑」など辛い気持ちを抱えています。また、『発達しょうがい』だと理解されず、周りから何度も叱られたり、いじめを受ける場合もあります。

自分でできる・達成感を得られる体験や、ほめられ・認められる経験をサポートできるといいですね。

図1



こども達の成長をみなさんそっと見守ってください。

問合せ先 保健福祉グループ ☎52-9871



裁判員制度元年を迎えて — 裁判員の役割 —

いよいよ今年の5月21日(木)から、裁判員制度が始まります。「裁判員って何をやるんだろう…」と思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、今回は「裁判員の役割」についてお伝えします。

① 法廷での審理に立ち会うこと

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事裁判の法廷に立ち会います。法廷では、証人や被告人に対する質問などが行われ、裁判員から証人などに質問することもできます。この他、証拠として提出された物や書類も取り調べます。



◆ 具体的にはどんな裁判に立ち会うの？

裁判員制度の対象となる事件は、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火などの一定の重大事件です。

◆ 法律を知らなくても判断できるの？

特に法律の知識は必要ありません。裁判員の仕事をさせていただくうえで法律の知識が必要になった場合には、裁判官が丁寧に説明しますのでご安心ください。



② 評議、判決を行うこと

証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

議論を尽くしても全員の意見が一致しない場合、評決は多数決により行われます。有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③ 判決の宣告に立ち会うこと

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます。裁判員は、判決の宣告に立ち会い、裁判員としての仕事を終えます。

裁判員制度についての情報は、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp>) にも掲載されています。ぜひご覧ください。



問合せ先

名古屋地方裁判所事務局総務課広報係 ☎052-203-9092

法テラス ☎0570-078-374

情報ファイル

INFORMATION

税



4月から 市税などをコンビニで 納めることができます

4月より発送する市税等納付書から、コンビニエンスストアで納めることができます。

これにより、いつでも気軽に税金などの納付ができます。

対象となる方には、年度当初の納税通知書などに利用案内を同封しますのでご利用ください。なお、3月以前に送付したもののについては、従前どおりの取り扱い窓口となりますので、ご注意ください。

対象税目など 個人市県民税（普通徴収者）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅・借上公共賃貸住宅家賃

対象者 1回の納付額が30万円以下の口座振替未利用の方
取扱可能店 サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ココストア、デイリーヤマザキ、ローソンなど

問合せ先

■ 困り納グループ
☎ 52-111111（内線241～243・259）



国民健康保険税 第7期納期限は 2月2日(月)です

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

口座振替の申込用紙は、市内の金融機関または市民窓口グループにあります。
また、第3期の納税通知書に申込用紙を同封しましたので、

ご利用ください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高をご確認ください。

問合せ先

■ 困り窓グループ
☎ 52-111111（内線216・261）

国保・長寿（後期高齢者）医療 の加入者の皆さんへ 所得額にかかわらず 申告してください

※各種軽減などの措置が受けられる場合があります

※国保・長寿（後期高齢者）医療の加入者は全員所得申告を「私は所得が少なく、申告の義務がないから」などといって申告をしないと、適正な国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が算定できません。

被保険者の総所得金額が法律で定められた金額以下の場合や市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険税または保険料の軽減や入院の際の食事療養費標準負担額の減額、高額療養費にかかる自己負担限度額が少なくなる制度があります。しかし、申告がされてないと、この制度に該当するかどうか判定ができず、せっかく有利になる制度を利用できないことがありますので、忘れずに申告をし

してください。

問合せ先

■ 困り窓グループ
☎ 52-111111
・ 国民健康保険担当（内線216・261）
・ 後期高齢者医療担当（内線227・217）

国民健康保険 出産育児一時金の支給額が 38万円になりました

1月1日から産科医療補償制度が創設されたことを受け、国民健康保険の被保険者が、1月1日以降、本制度に加入する医療機関などで分娩した場合にあっては、特別な場合を除き、出産育児一時金の額を現行の35万円に3万円を加算して支給します。

詳細は、お問い合わせください。
問合せ先
■ 困り窓グループ
☎ 52-111111（内線216・261）



縦覧

公共下水道事業・事業計画 変更案の縦覧

公共下水道事業・事業計画に関する変更案を縦覧します。
意見のある方は、1月29日(木)までに意見書を提出することができます。

縦覧期間 1月15日(木)～29日(木)
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日は除きます。

縦覧場所 市役所2階計画管理グループ

問合せ先
計画管理グループ
☎52-11111 (内線270)

都市計画の永久縦覧

広報たかほま10月15日号でお知らせした、衣浦東部都市計画生産緑地地区を12月25日付けで変更しました。

この変更に関する関係図書を次の場所で縦覧しています。

縦覧場所 市役所2階計画管理グループ

問合せ先

計画管理グループ
☎52-11111 (内線270)

し尿

2月のし尿収集

2月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

し尿収集作業日程表 (2月)

月	日	曜日	区 域	月	日	曜日	区 域
2月	1日	日		15日	日		
2日	月	青木町六～九丁目	16日	月	田戸町三・四丁目		
3日	火	青木町二～五丁目	17日	火	田戸町五～七丁目		
4日	水	春日町一～七丁目	18日	水	本郷町		
5日	木		19日	木	呉竹町二～六丁目		
6日	金	湯山町、神明町、沢渡町	20日	金	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目		
7日	土		21日	土			
8日	日		22日	日			
9日	月	稗田町一～六丁目	23日	月	屋敷町四～七丁目		
10日	火		24日	火	向山町一～六丁目		
11日	水	二池町一～六丁目	25日	水	向山町六丁目、小池町		
12日	木	碧海町二～五丁目	26日	木	小池町、新田町、八幡町		
13日	金	芳川町、田戸町二・三丁目	27日	金	論地町、清水町		
14日	土		28日	土			

作業は、天候などの理由で2～3日後後することがあります。

申込先(収集業者)
高浜衛生(株)

☎53-0516

問合せ先

市民生活グループ
☎52-11111 (内線265)



介護保険等利用 被爆者助成事業

原爆被爆者とその家庭の福祉向上のため、介護保険などを利用した場合、助成事業が実施されています。

原爆被爆者が、介護保険法にもとづく訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設を利用したとき、または養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所した場合の自己負担分について県が助成しています。

問合せ先

県健康対策課原爆・特定疾患グループ
☎052-954-6270

求 人 情 報

—12月17日現在—

事業内容 求人番号	事業所 所在地	職 種	年 齢(歳)	賃 金(円)	就 業 時 間
病院 23110-14335581	小池町	看護師 准看護師	不問	174,000～ 283,000	8:45～19:30 8:45～12:30
一般貨物自動車輸送 23110-14571881	田戸町	運転手	59以下	200,000～ 270,000	7:00～15:15
プラスチック成形材 料製造 23110-14553481	論地町	検査加工	59以下	128,760～ 132,240	8:00～17:00
老人福祉・介護 23110-14744981	湯山町	介護職員	不問	191,400	6:30～15:30 8:30～17:30 12:00～21:00
建築材料卸売 23110-14986681	碧海町	営業	59以下	205,000～ 250,000	8:00～17:00

※広報発行時点で充足・取消となっている場合がありますので、ご注意ください。

問合せ先 刈谷公共職業安定所 ☎21-5001
高齢者職業支援室(市役所1階) ☎52-1111 (内線254)

訂正

12月15日号広報(2ページ)「たかほまの財政状況と健全性について」でお知らせした一般会計歳出予算額のグラフに誤りがありましたので、お詫びして訂正します。(誤)消費税→(正)消費税



センターまつり

中央児童センターのおまつりです。1年間の活動の成果発表や楽しい遊びコーナーもあります。みんな来てください。

とき 2月22日(日) 午前10時～正午

ところ 中央児童センター

対象・定員 6歳までの乳幼児(保護者同伴)、小学生 80人

材料費 100円

内容

- ・母親クラブ・子どもクラブの成果発表
- ・コーナー遊び(クイズラリー、ゲーム、おもちゃ作り、プラン作り、フランクフルト)

持ち物 手さげ袋

申込期間・方法 1月28日(水)～2月16日(月)に、材料費を添えて中央児童センターへ直接申し込んでください。

※定員になりしだい締め切りします。

親子リトミック

親子でリトミックをして、楽しいひと時を過ごしましょう。

とき 1月28日(水) 午前10時～11時

ところ 翼児童センター

対象・定員 満2歳～6歳までの幼児とその保護者20組

参加費 無料

内容 親子でリトミックを楽しむ

申込期間・方法 1月17日(土)～24日(土)に、翼児童センターへ直接申し込んでください。

※定員になりしだい締め切りします。

チョコレート作り



手作りチョコレートを大好きな人にプレゼントしてみませんか。

とき 2月14日(土) 午前10時～11時30分

ところ 吉浜児童センター

対象・定員 小学生20人

材料費 100円

内容 バレンタイン用チョコレート作り

持ち物 エプロン、三角巾、ボ

ール(直径20cmくらい)

申込期間・方法 1月24日(土)～31日(土)に、材料費を添えて吉浜児童センターへ直接申し込んでください。

※定員になりしだい締め切りします。

第2回卓球大会



みんな楽しく卓球をしよう。

とき 2月7日(土) 午後1時30分～3時

ところ 翼児童センター

対象・定員 小・中学生25人

参加費 無料

内容 トーナメント戦で卓球をする

持ち物 ラケット(家にある人)

申込期間・方法 1月24日(土)～31日(土)に、翼児童センターへ直接申し込んでください。

※定員になりしだい締め切りします。

2月の紙芝居の日

とき 2月2日(月)・9日(月)・16日(月) 午前10時～11時30分

はまキッズが行く!

市内の子育て支援センター、いちごプラザ、子育て支援グループが合同で、未就園児を対象として実施するイベントが「GO GOはまキッズが行く」です。普段はそれぞれが独自に子育て支援に取り組んでいます。このイベントでは各グループが日頃の経験を持ち寄って、楽しいイベントを企画しています。今回は、親子でものづくりをチャレンジします。ぜひご参加ください。

日時 2月19日(木) 午前10時受付、11時30分終了

ところ 保健センター

参加費 一組100円(材料費など)

内容 ふろしきあそび、ヨーヨー、一ふうせん、サイコロタワー、「さかなくん」のおめんづくり

定員 未就園児親子30組

申込方法 1月26日(月)から先着順で申し込みを受け付けます。こども育成グループ・各子育て支援センター・いちごプラザに、電話または直接申し込んでください。

問合せ先 困りごと育成グループ
☎52-11111(内線362)



- ☎52-13014 東海・中央・吉浜・翼の各児童センター
- ☎52-11019 吉浜児童センター
- ☎54-12833 翼児童センター



問合せ先

- ・東海児童センター
☎52-15126
- ・中央児童センター

※随時参加できます。

相談



第27回 無料よろず相談会

名古屋自由業団体連絡協議会では、一般の方々を対象に無料相談会を開催します。
この相談会は、どのような問題も効果的に対応できる体制となっております。

相談内容は秘密厳守ですので、どなたも安心してお出かけください。

とき 1月25日(日) 午前10時～午後3時30分

ところ ナディアパーク・デザインホール(名古屋市中区栄3丁目)

相談内容 法律、税金、監査、会計、土地家屋の測量、登記、不動産、賃料の鑑定、年金、労務、各種営業許可申請、特許、意匠、商標など

問合せ先 名古屋自由業団体連絡協議会 代表 愛知県弁護士会 ☎052-203-0730

司法書士による 市民公開講座と 無料相談会

とき 2月7日(土) 午後1時

ところ 碧南商工会議所2階

◆公開講座「相続・成年後見の話し」

定員 45人(入場無料)

◆相続・成年後見相談会

費用 無料

定員 30人(要予約)

予約受付 1月15日(木)～31日(土)

問合せ先

県司法書士会西三河支部

☎0564-5810246

募集



リサイクルプラザ 臨時職員募集

募集人員 1人

業務内容 リサイクルプラザの

展示品(再生利用可能品)の展示、販売および経理補助などの業務

応募資格 年齢が満45歳以下で特にリサイクルに関心のある

方

勤務場所 リサイクルプラザ

勤務時間 午前9時30分～午後4時30分

勤務日 4月より、1か月当り10日程度指定日に勤務(休館日の月曜日を除く火曜日～日曜日、祝・休日に勤務)

申込方法 1月16日(金)～28日(水)までに、市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、

衣浦衛生組合庶務課へ(受付は、土・日曜日、祝日を除く

午前9時～午後5時まで) 申込・問合せ先

衣浦衛生組合庶務課庶務係

☎413479

県消費生活モニター

県では、消費者をとりまく様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

モニターの主な仕事

- ①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの監視・通報
- ②調査、アンケートの回答(年5回程度)
- ③生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合のみ)

④消費者行政に関する意見・要望の提出

⑤地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供

⑥研修会(年1回の予定)への出席

応募資格 県内にお住まいの満20歳以上の方

任期 4月の依頼日から平成22年3月末日まで

謝礼 年額7,000円(予定)

応募期間 1月26日(月)～2月20日(金)(消印有効)

応募方法 市役所市民生活グループ、県民生活プラザで配布

する所定の応募用紙(1月26日(月)配布開始予定)に必要な事項を記入のうえ、申し込んでください。応募用紙は、県ホームページにも掲載します。

申込・問合せ先

西三河県民生活プラザ

☎0564-2710800

県立刈谷東高等学校

通信制課程生徒

新入学、転編入学および特科(聴講生)の募集をします。

募集人員 普通科 約280人

応募資格

・中学校を卒業した方、今春中学校を卒業見込の方、または中学校卒業と同等以上の学力があると認められる方など

・転編入学は、高等学校で一部単位を修得した方

出願期間

・新入学前期選抜 2月27日(金)～3月2日(月)、後期選抜 3月30日(月)～4月3日(金)(前期は土・日曜日を含む)

・転編入学・特科 3月11日(水)～3月16日(月)(土・日曜日を除く。特科は3月15日(日)午後

可)

選抜日

・新入学前期選抜 3月8日(日)、後期選抜 4月5日(日)

・転編入学 3月21日(土)

選抜方法

・新入学 書類審査、作文、面接

・転編入学 書類審査、学力検査(国・数・英)、面接

・特科 書類審査

願書交付

・新入学 2月2日(月)～

・転編入学・特科 2月24日(火)

出願場所・問合せ先

県立刈谷東高等学校

☎2133349



ものづくり工房あかおにどん
木の板でお雛さまを
作りませんか



かわいい雛飾りを作りませんか。初心者の方もぜひご参加ください。

製作見本は、「あかおにどん」と「いきいき広場」に展示してあります。

とき 1月29日(木) 午前10時～午後3時

ところ ものづくり工房あかおにどん(青木町九丁目)

定員 大人4人

参加費 500円(工房利用料金含む、当日お支払いください)

持ち物 昼食(作業に適した服装でお越しください。ほこりが気になる方はマスクなどをお持ちください。)

申込期間 1月20日(火)～27日(火)

申込方法 開館日(火・木・土・日曜日)の午前10時～午後4時の間に、電話で申し込んで

ください。
※定員になりしだい締め切ります。
申込・問合せ先
ものづくり工房「あかおにどん」
☎52-10909



住民検診・インフルエンザ予防接種実費免除申請

◆住民検診

平成20年4月1日以降に住民検診を受診した方で、平成20年度市民税非課税世帯に該当する方は、検診費用を免除します。で、2月13日(金)までに申請してください。

対象となる検診 総合検診、成人ドック、一般住民健康診査、胃検診、子宮(頸部)検診、肺(喀痰)検診、大腸検診、乳腺検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、歯科検診
におけるフッ化物歯面塗布

※ただし、高浜市国民健康保険加入者で、検診費用を助成する利用券を使用した方は除きます。
◆インフルエンザ

市からインフルエンザ予防接種の接種券が届いた方で、平成20年10月1日から12月30日の間に接種を受けた方のうち、平成20年度市民税非課税世帯に該当する方は、接種費用を免除します。まだ免除申請をしていない方は、至急申請してください。

申請方法 印鑑・振込先がわかるもの

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-19871

プレママくらぶ 参加者募集

ママたちに安心してマタニティライフを楽しんでいただけるよう、プレママくらぶを開催しています。

今年度最後のクッキングです。バランスの良いランチを囲んで、おしゃべりを楽しみましょう。
内容 調理実習・プチ健康講話

高浜市日曜・祝日当番医

高浜市医師会

1月18日	吉浜クリニック	(呉竹町)	☎52-5110
25日	猪塚皮フ科	(沢渡町)	☎52-5211
2月1日	岩井内科クリニック	(二池町)	☎54-1019
8日	辻こどもクリニック	(神明町)	☎52-9990
11日	高浜愛レディースクリニック	(湯山町)	☎54-5161
15日	きぬうら整形外科泌尿器科	(神明町)	☎54-5255

診察時間は、午前9時から正午、午後1時30分から午後5時までです。なお、都合により変更になる場合がありますので、ご確認のうえ受診してください。診察時間外に、急病等で受診が必要なときは、救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)にお問合せください。

碧南高浜歯科医師会休日歯科診療

- 診療日 1月18日、25日 2月1日、8日、11日、15日
- 診療時間 午前9時から正午まで
- 診療場所 碧南市休日歯科診療所(碧南市山神町8-35) ☎46-3700

電話で申し込んでください。
※定員になりしだい締め切ります。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-19871

(妊娠中の食事について)
とき 2月6日(金) 午前10時～正午
ところ 保健センター2階調理室
対象・定員 妊婦10人
持ち物 母子健康手帳・エプロン
費用 300円(材料費)
申込方法 保健福祉グループへ

介護教室

知ってナットク！排泄ケア。
失禁への対応は介護の大きな課題です。失禁のメカニズムを知り、オムツの上手な選び方、使い方を学びましょう。

とき 2月10日(火) 午後1時30分～3時30分

ところ いきいき広場ホール

申込方法 2月9日(月)までに地域包括支援センターへ電話で申し込んでください。

申込・問合せ先

地域包括支援センター
☎52-9610



健康づくり推進委員など

地区活動発表会

各町内会の推薦を受け、地域の健康づくりサポーターとして活躍されている健康づくり推進委員の皆さんや地域で健康づく

り活動を行うグループが、今年度の活動成果を発表します。

この発表会は、平成15年3月に策定した「健康たかはま21」を推進するため、地域の健康づくり活動の中心となる「健康づくり推進委員運営委員会」の主催で開催します。

みなさんの健康づくりに役立つ「健康づくり情報」がいっぱいです。

とき 2月7日(土) 午後1時～

ところ いきいき広場ホール

問合せ先

いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871

「尿」で悩んでいる

女性のための講演会



講師 吉川羊子氏

咳やくしゃみをするとう尿が漏れる、緊張するとトイレが近い、車で遠出するときは水分を控える、このような経験があっても「恥ずかしくて人に言えない」「仕方がない」と諦めていませんか。

排尿問題に詳しい吉川羊子氏を講師として招き、中高年の女性を対象に、尿の悩みを解決する講演会を開催します。

女性のための講演会です。尿に関して気になることがある方はお気軽にご参加ください。

とき 2月8日(日) 午前10時～11時30分

ところ 高浜エコハウス講義室

対象・定員 女性70人程度

費用 無料

※事前予約は必要ありません。当日会場にお越しください。

問合せ先

こもればの里・高浜排尿ケア相談室
☎53-7777



商店ふれあい企画

参加者募集

◆身体のゆがみチェックとストレッチ

身体のゆがみを感じていませんか。普段の姿勢や枕の高さもゆがみに影響します。

骨盤の体操やストレッチを行い、身体のバランスを整えましょう。

とき 2月5日(木) ①午後1時～3時 ②午後3時30分～5時30分 (①②のどちらかを選択)

ところ いきいきホール

定員 各8人

参加費 100円

持ち物 運動できる服装、タオル

企画 祖父江弘臣氏

申込期間 1月19日(月)～2月3日(火)

日時 午前9時～午後8時45分(土・日曜日、祝日を除く)

託児 参加申込とあわせて申し込んでください。

申込方法 電話で申し込んでください。

※申込初日のみ、1回の電話で2人まで受け付けます。

※定員になりしだい締め切りします。

※申込期間内に参加費をいきいき広場受付カウンターへ納めてください。入金後の返金はありません。

※キャンセルの場合は、必ず連絡してください。

申込・問合せ先

いきいき広場

☎090-6592-11573

その他

第51回 職業訓練展

職業訓練事業を広く一般に知っていただくため、職業訓練展を開催します。

とき 1月24日(土)・25日(日) 午前10時～午後4時(最終日のみ午後2時まで)

ところ 岡崎地域職業訓練センター(岡崎市羽根町)

内容

・体験・実技コーナー：陶芸教室、どろ団子作り、カレンダー作りなど

・包丁とぎサービス：1人2丁まで(受付/24日正午まで、25日午前11時まで)

・実習作品即売(陶芸品・木工品・石製品、掛軸など)

問合せ先

岡崎技術工学院

☎0564-53-3521

・愛知県瓦協会

☎52-9800

離職者支援資金

離職者支援資金は、失業によって生活の維持が困難となった世帯を対象に、生活資金をお貸しする制度です。

貸付対象

貸付の対象となる世帯は、次の要件すべてに該当する世帯です。

- ①生計中心者の失業によって生計の維持が困難になった世帯であること。
- ②生計中心者が就労することが可能で、求職活動などを行っていること。
- ③生計中心者が就労することにより世帯の今後の生活の見通しが明らかであること。
- ④生計中心者が離職の日から2年（特別の場合は3年）を超えていないこと。

※特別の場合とは、就労のための技能習得などを行っている場合です。

⑤生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと。

限度額 月額20万円以内
※単身者世帯は10万円以内

期間 12か月以内

利率 年3%

連帯保証人 原則1人

償還 貸付期間終了後12か月以内

内を据置期間（無利子）とし、据置期間経過後7年以内に償還

手続き 高浜市社会福祉協議会へご相談ください。世帯状況などの調査を経て、県社会福祉協議会から貸し付けに関する可否が決定されます。

申込・問合せ先

高浜市社会福祉協議会
☎52-2002

エコバッグ普及にご協力を



市では、レジ袋の削減を図るため、平成20年度高浜市協働事業として商工会より提案のありましたエコバッグの普及活動に賛同し、高浜市協働事業交付金を交付するとともに販売などのお手伝いをしています。なお、売却収益金については、商工会での環境活動に還元されます。

販売場所 市役所市民生活グループ、いきいき広場

販売金額 500円

期間 平成21年3月31日(火)まで

問合せ先

岡市民生活グループ
☎52-11111（内線260）

エコバッグ普及活動について
高浜市商工会
☎53-11827

親子向け人形劇・演奏会

親子で楽しめる人形劇とハモニカの演奏会を開催します。

親子でぜひご参加ください。
主催 高浜市更生保護女性会
演者 人形劇 人形劇団グループ

演奏会 高浜市文化協会ハ

モニカ講師 黒川強先生

とき 2月11日(水) 午後1時15分～2時30分

ところ 女性文化センター2階会議室A・B
※参加を希望する方は、事前に申し込んでください。

申込・問合せ先

高浜市更生保護女性会事務局
(いきいき広場内地域福祉グループ)
☎52-19871



取材にご協力を

日ごろより広報たかまの愛読ありがとうございます。

広報では、まちの話題などの取材をしております。皆さんのもとに広報の腕章を付けた担当者が行きましたら、ご協力をお願いいたします。

広報に掲載されたデジタル写真データを本人または家族の方にお渡しします。データが記録できる物をお持ちください。

問合せ先

岡市民生活グループ
☎52-11111（内線269）

まちの話題

12/7 (日)

みんなの手で吉浜をきれいなまちに

澄み渡った青空のもと、吉浜まちづくり協議会の主催により、県道名古屋碧南線と県道碧南高浜環状線の清掃活動が行なわれました。各町内会をはじめ、少年野球チームの子どもたち、いきいきクラブ、県道沿線企業の従業員など約350人もの方が参加し、終了後は丸畑公園でおしるこタイムを楽しみました。地域のみなさんとの触れ合いができ、体も心も温まりました。



高浜市役所のお知らせ

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市日曜・祝日当番医

PLANTÃO MÉDICO AOS FINAIS DE SEMANA E FERIADOS ASSOCIAÇÃO MÉDICA DE TAKAHAMA

MÊSES 1 E 2

JANEIRO	Dia 18	CLÍNICA YOSHIHAMA	B° Kuretake	Tel 52-5110
	Dia 25	DERMATOLOGISTA IZUKA	B° Sawatari	Tel 52-5211
FEVEREIRO	Dia 1	CLÍNICA GERAL IWAI	B° Futatsuike	Tel 54-1019
	Dia 8	CLINICA INFANTIL TSUJI	B° Shinmei	Tel 52-9990
	Dia 11	CLÍNICA FEMININA TAKAHAMA AI	B° Yuyama	Tel 54-5161
	Dia 15	KINUURA CIRURGIAPLÁSTICA EUROLOGIA	B° Shinmei	Tel 54-5255

Horário de consultas: Das 09:00 hs às 12:00 e das 13:30 às 17:00, porém poderá haver alterações de acordo com a situação, por isso favor confirmar com antecedência.

Em casos de emergência fora do horário de atendimento entre em contato com o Centro de informações de emergência de assistência médica.(tel. 36-1133 Página da internet <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)

碧南高浜歯科医師会休日歯科診療

CENTRO DE ATENDIMENTO ODONTOLÓGICO AOS FERIADOS EM HEKINAN ATENDIMENTO ODONTOLÓGICO NOS FERIADOS MÊSES 1 E 2

1-DIAS DE ATENDIMENTO : JANEIRO dias 18, 25
FEVEREIRO dias 1, 2, 11, 25

2-HORÁRIO DE CONSULTA : DAS 09:00 às 12:00

3-LOCAL DE CONSULTA : CENTRO DE ATENDIMENTO ODONTOLÓGICO AOS FERIADOS DE HEKINAN -
(CIDADE DE HEKINAN YAMAGAMI CHO 8-35) Tel. 46-3700

国民健康保険税 第7期納期限は2月2日(月)です

O vencimento da 7ª parcela do seguro de saúde é no dia 2 de Fevereiro (segunda)

Os fins tributários pago para o seguro de saúde são utilizados para pagar as despesas médicas.

No caso do não pagamentos das taxas em dia poderá vir a prejudicar o andamento do seguro nacional de saúde. Portanto vamos quitar em dia.

O débito automático da taxa do seguro de saúde também poderá ser feito, além de prático e seguro, não precisando ter que sair de casa para pagar a taxa.

O formulário para requerer o débito automático poderá ser encontrado em qualquer agência bancária da cidade ou na prefeitura de Takahama.

Agora, para os cidadãos que utilizam esse sistema de débito por favor sempre conferir o saldo.

Maiores Informações Shimin Madoguchi Gurupu Tel.52-1111 (ramal 216・261)

小学校入学のご案内 ACERCA DO INGRESSO ESCOLAR

As crianças nascidas do dia 2 de abril de 2002 à 1º de abril de 2003, poderão ingressar à escola primária a partir de abril.

As crianças de nacionalidade estrangeira poderá ingressar à escola primária se for opção dos pais ou responsável. Para mais detalhes entre em contato por favor.

Informações Gestão de Conselho de Educacional. Tel.52-1111 (ramal 311)

A PREFEITURA DE TAKAHAMA CONTA COM BALCÃO DE ATENDIMENTO EM PORTUGUÊS

DIARIAMENTE (INCLUSIVE SÁBADOS E DOMINGOS) 08:30hs ÀS 17:00hs NO SETOR SHIMIN SEIKATSU GURUPU,
AO LADO DE ENTRADA PRINCIPAL TEL.52-1111 r.265

2月の

保健ガイド



佐藤 颯生くん
(豊田町一丁目)

問合せ・相談は いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871 へ
年間スケジュールは高浜市公式ホームページに掲載しています。

保健センターの開所時間は、受付時間の1時間前です。

健診の受付時間は必ず守ってください。受付時間を過ぎた場合には、翌月の健診を受診していただくことになります。

【乳幼児・妊婦】★印については、個人通知をします。

会場：保健センター

種別	日程	受付時間	対象	持ち物	備考
4か月児健診 離乳食講習	25日(水)	13:00 ～ 13:30	★平成20年10月生まれ (離乳食講習は希望者のみ)	・母子健康手帳 ・4か月児健康診査票 ・バスタオル	※赤ちゃんライブラリー (図書館より絵本の紹介と貸し出しをします)
1歳6か月児健診 フッ化物歯面塗布	4日(水)	13:00 ～ 13:30	★平成19年7月生まれ	・母子健康手帳 ・歯ブラシ ・1歳6か月児健康診査票	※歯みがきを済ませてからお越しください ※フッ化物歯面塗布は、希望児のみ実施します (料金300円)
2歳児・2歳6か月児歯科健診、フッ化物歯面塗布	6日(金)	13:00 ～ 13:30	(2歳児) 平成19年1月生まれ (2歳6か月児) 平成18年7月生まれ	・母子健康手帳 ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてからお越しください ※フッ化物歯面塗布は、希望児のみ実施します (料金300円)
3歳児健診	18日(水)	13:00 ～ 13:30	★平成18年1月生まれ	・母子健康手帳 ・3歳児健康診査票 ・目・耳の聞こえのアンケート	※歯みがきを済ませてからお越しください
育児相談	2日(月)	13:00 ～ 14:30	乳児・幼児	・母子健康手帳	※歯科相談を希望の方は歯ブラシを持参してください
あかちゃんプチさろん	12日(水)	13:00 ～ 14:30	生後12か月までの児	・母子健康手帳	身体計測、母乳、育児相談、親子遊びなど
プレママくらぶ	6日(金)	9:50～ 10:00	妊娠中の方	・母子健康手帳 ・エプロン ・材料費 300円	クッキングとプチ健康講話 ※保健福祉グループへ電話予約(定員10人)
母子健康手帳交付	毎日	平日 8:30～ 19:00 土・日・祝日 8:30～ 17:00	妊娠中の方 ※できるだけ妊娠11週までに母子健康手帳の交付を受けてください	特にありません (医療機関などで妊娠届出書を発行された方はご持参ください)	・保健福祉グループで交付します(保健センターでは交付できません)

【予防接種】転入された方は、ご連絡ください。

会場：保健センター

種別	日程	受付時間	対象	持ち物	備考
B C G	26日(水)	13:00 ～ 14:15	生後6か月未満の未接種児	・母子健康手帳 ・予診票	
D P T 1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	17日(火)	13:00 ～ 14:15	生後3か月から7歳6か月未満の未接種児 ※20～56日の間隔で3回接種します。	・母子健康手帳 ・予診票	・追加接種は、3回目接種の1年後に行います
急性灰白髄炎 (ポリオ)	16日(月)	13:00 ～ 14:15	生後3か月から7歳6か月未満の未接種児 ※41日以上の間隔をあけて2回投与します。	・母子健康手帳 ・予診票	

※日本脳炎予防接種は、現在接種を見合わせておりますが、海外渡航などにより接種を希望される場合は、保健福祉グループへご相談ください。

【個別接種】

接種場所：市内医療機関(市立病院を除く)

種別	接種期間	対象	持ち物	備考
M R (麻しん・風しん混合)	1期 通年	1歳から2歳に至るまでの児 ※1歳のお誕生日を迎えたら、優先的に接種しましょう。	・母子健康手帳 ・予診票	※市内医療機関へ電話予約をして接種を受けてください

【検診】問合せ先：市立病院 ☎52-5522

会場：市立病院

種別	日程	受付時間	対象	料金	備考
総合検診	月・火・木・金曜日	8:20	市民および市内在勤者	12,000円	※市立病院へ、検診日より2週間前までに電話予約をしてください
成人ドック	火・木・金曜日	8:20	20歳以上の市民	6,000円	

【相談】

会場：いきいき広場

種別	日程	受付時間	内容	料金	備考
認知症予防相談	随時	平日 8:30～ 19:00 土・日・祝日 8:30～ 17:00	認知症を心配している方やその家族の方を対象とした相談	無料	※保健福祉グループへ電話予約をしてください
栄養相談	24日(火)	13:30～	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの方を対象とした、管理栄養士による食生活や栄養面に関する相談		

【衣浦東部保健所行事】問合せ先：衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場：衣浦東部保健所

種別	日程	受付時間	内容	料金	備考
病態栄養相談	10日(火)	9:00 ～ 11:30	糖尿病・高脂血症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。		※衣浦東部保健所へ電話予約をしてください
こころの健康医師相談 (精神科医師)	3日(火)	14:00 ～ 15:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。		
こころの健康相談 (精神保健福祉相談員・保健師)	土・日・祝日 を除く毎日	9:00～ 12:00 12:45～ 16:30	こころの病気や悩み、ひきこもりなどについて相談を行います。ひとりで悩まず、まずはご相談(来所・電話)ください。		予約不要
社会復帰教室	4日(水) 18日(水)	10:00～ 12:00	木彫り・絵画の教室	【対象】 こころの病で通院している方	材料費 200円
	25日(水)	10:00～ 14:00	料理教室		
さよなら"ニコチン"クニコック	12日(水) 26日(水)	9:30 ～ 10:00	禁煙を希望する方で、医師の診察の結果適応する方に、ニコチンパッチ3日分をお渡しします。		※衣浦東部保健所へ電話予約をしてください
骨髄バンクドナー登録	毎週火曜日	13:00 ～ 15:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳～54歳の健康な方		
エイズ抗体検査	毎週火曜日	9:00～ 11:00 13:00～ 15:00	匿名で検査が受けられます。	無料	予約不要
夜間エイズ抗体検査	3日(火) 17日(火)	18:00 ～ 19:00			

まちづくりパートナーによる 「協働事業」募集 (平成21年度実施事業)

市では、市民と市が対等なパートナーとして連携・協力する、協働によるまちづくりを進めていくために、「協働事業推進事業交付金制度」を創設しています。

この制度は、個人市民税の1%に相当する額を積み立てる「まちづくりパートナーズ基金」を財源とし、「まちづくりパートナー」として市に登録した市民公益活動団体などから、市と目的が一致する事業の企画提案を募集し実施していただくもので、現在、6団体により7事業が実施されています。

平成21年度に実施する新規事業提案を募集しています。

市の審査を経て採択されれば、審査点数に応じて協働事業に必要な経費（最高100万円）を交付します。

提案期限は、1月30日(金)です。

皆さんからの提案をお待ちしています。

◆交付対象事業

- ・まちづくりパートナーと市との間で目的・目標が一致する事業
- ・市民公益活動に該当する事業
- ・市から他の制度による補助金、助成金その他関係する財政的な支援を受けていない事業



- ・学術的な研究事業でないこと
- ・参加者が特定の関係人に限られる交流事業その他の親睦会的な事業でないこと

◆協働事業採択基準

- ・市とパートナーとの役割・責任分担の明確性
- ・事業費見積りの適正性
- ・事業の実現性
- ・パートナーの事業実施能力
- ・事業の継続性
- ・他団体、地域との調整課題
- ・事業効果の範囲
- ・市民サービスの向上効果
- ・市の事業コストの削減

問合せ先：市役所地域政策グループ ☎52-1111 (内線328)

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

(ポルトガル語のページを読んでください!)

広報

たかはま

編集/発行 高浜市役所市民生活グループ
〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
TEL(0566)52-1111 FAX(0566)52-1110
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。

表紙 ペったんぺったん みんなで餅つき

翼小学校の5年生が、学童農園で収穫したもち米を使って餅つきを行いました。普段はあまり馴染みのない杵と臼に悪戦苦闘しながらも、頼もしい杵さばきで餅をつく子どもたち。つきたてのお餅は、いつも米づくりなどでお世話になっているNPOつばさ会と翼公民館の方々、そしてつばさ小学校の全学年の児童に振舞われました。大仕事を終えた5年生も、気持ちの良い青空の下で「おいしいね」とみんなで冬の味を味わいました。(え)